## 浜松市認知症カフェ 運営費補助のご案内

浜松市では、一定の要件を満たした認知症カフェについて、必要な運営経費を 補助して、認知症カフェの運営を応援します。

あなたの活動、もしかしたら認知症カフェにあてはまるかも? ぜひ、ご相談ください!

## 認知症カフェとは?

- ・地域の方が気軽に集える場(年齢制限なし)認知症の本人やご家族だけではなく、地域住民どなたでも集まることのできる場
- 集うことが目的なので、活動内容は自由!(営利目的にはならないこと)
- ・認知症に関する悩みについて相談に対応することができる

## ●認知症カフェ設置運営補助事業●

≪補助要件≫ 浜松市認知症カフェ設置運営事業補助金交付要綱より抜粋

認知症カフェを開設するための準備	#経費の2分の1(※上限 60,000円)
認知症カフェの運営にかかる経費の2分の1	
※1 か月の実施開催回数によって補助額が異なります	
① 月1回の開催	② 月2回以上の開催
上限 5,000円	上限 10,000円
≪開設準備に係る補助の対象≫	
需用費、役務費、工事請負費、備品期	<b>表入费</b>
≪運営経費に係る補助の対象≫	
報償費、人件費、旅費、需用費、役務	<b>务費、使用料、負担金</b>
月1回以上開催し、1回の開催が2時間以上であること	
認知症に関する専門相談に対応できる認知症ケアまたは認知症相談	
の実務経験3年以上の専門職またに	は、キャラバンメイトを毎回1人以
上配置すること	
	認知症カフェの運営にかかる経費の ※1 か月の実施開催回数によって補助額 ① 月1回の開催 上限 5,000円 《開設準備に係る補助の対象》 需用費、役務費、工事請負費、備品期 《運営経費に係る補助の対象》 報償費、人件費、旅費、需用費、役務 月1回以上開催し、1回の開催が2 認知症に関する専門相談に対応で の実務経験3年以上の専門職またに

補助金交付申請の際は、必ず「浜松市認知症カフェ設置運営事業補助金交付要綱」をご確認ください。





## 浜松市認知症カフェに登録いただくと!

- ① 浜松市認知症カフェとして浜松市の HP に掲載し、広報します。
- ② 浜松市オリジナルの認証ステッカーを進呈します。

≪お問い合わせ先≫

浜松市役所 健康福祉部 高齢者福祉課

医療・介護連携推進グループ 浜松市中央区元城町 103-2

電話: 053-457-2105 FAX: 053-458-4885 Eメール: kourei @city. hammatsu. shizuoka. jp